



市 章

# 大津市公報

平 成 27 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 20 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

30	大津市職員分限懲戒審査委員会規則.....	1
31	大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会規則.....	2
32	大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則.....	3
33	大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則.....	4
34	大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則.....	5
35	大津市総合教育会議規則.....	5
36	大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....	6
37	大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則.....	9
38	大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	10
39	大津市地域福祉推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	10
40	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	10
41	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	10
42	大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	11
43	大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	11
44	大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	11
45	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....	12
46	大津市職員任用規則の一部を改正する規則.....	13
47	大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	13
48	大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	14
49	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	14
50	大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	16
51	大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則.....	16
52	大津市財務規則の一部を改正する規則.....	16
53	大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	17
54	大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則.....	18
55	大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則.....	18
56	大津市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	18
57	大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	19
58	大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則の一部を改正する規則.....	19
59	大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	19

### 訓 令

4	大津市事務決裁規程の一部改正.....	19
5	市長の権限に属する事務を選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員が補助 執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....	23
6	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正.....	23

### 訓 令

#### 消 防 局 訓 令

1	大津市消防局事務決裁規程の一部改正.....	23
---	------------------------	----

## 規 則

大津市職員分限懲戒審査委員会規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

大津市職員分限懲戒審査委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第 4 条の規定に基づき、大津市職員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するとともに、当該事項に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第31号

大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市民間提案型アウトソーシング事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、民間提案型アウトソーシング事業(事業者等からの提案を受けて外部委託等を行う事業をいう。)の選定等のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

**第 3 条** 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 4 人

市長が指名する市職員 2 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

**第 5 条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第32号

大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、大津市富士見市民温水プール整備・運営を行う事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

**第 3 条** 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 5 人

市長が指名する市職員 1 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、市民部市民スポーツ・国体推進課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。  
-----

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第33号

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づく特定教育・保育施設等の確認を受けて事業を行うために施設等の整備を行おうとする者及び本市から補助金の交付を受けて社会福祉施設等の整備を行おうとする者の事業計画の審査を行うとともに、これらの審査手続に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

**第3条** 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 5人以内

市長が指名する市職員 3人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員5人をもって組織する。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(部会の会議等)

**第8条** 部会の会議は、委員長が招集する。

2 部会の会議は、その部会に属する委員全員が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、その部会に属する委員の過半数で決する。

4 前2項の規定にかかわらず、部会は、その審議する事項について、書面により決議することができる。

5 前項の規定による決議は、その部会に属する委員の過半数で決する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

7 第6条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、福祉子ども部障害福祉課及び保育幼稚園課において処理する。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第34号**

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、ごみ処理施設の整備・運営を行う事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

**第 3 条** 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 学識経験を有する者 5 人
- 環境衛生関係団体から選出された者 2 人
- 市長が指名する市職員 1 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、環境部施設整備課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市総合教育会議規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第35号**

大津市総合教育会議規則

(設置)

**第 1 条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、大津市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(庶務)

**第 2 条** 会議の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第36号**

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則 ( 昭和61年規則第12号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市民スポーツ課」を「市民スポーツ・国体推進課」に、「政策係 指導係」を「政策係 管理指導係 研修育成係」に、「健康長寿課 長寿政策係」を「長寿政策課 長寿生きがい係」に、「医療助成係」を「健康支援係 医療助成係」に、「計画調整係 建設係」を「街路係 改良係」に、「維持第 1 係」を「人権・男女共同参画課  
「橋梁<sup>りょう</sup>管理係 維持第 1 係」に改め、同条第 3 項中「職員課」を 女性力室 に、「<sup>りょう</sup> 工商労働政  
人事課 地域ビジ  
」

策課 を 「長寿政策課 地域包括ケア推進室  
策課 を 工商労働政策課 に改め、同条第 4 項中「収集係 処理係」を「処理係」に、「大  
ネス推進室」 地域ビジネス推進室  
観光振興課  
インバウンド推進室」

津市伊香立北在地町272番地)」を「大津市伊香立北在地町272番地) 処理係 処分場係」に、「健康長寿課」を「長寿政策課」に改め、同条第 6 項中「市民スポーツ課所属」を「市民スポーツ・国体推進課所属」に改める。

第 3 条第 1 項政策調整部の表企画調整課の項中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の 1 号を加える。

大津市総合教育会議に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表人権・男女共同参画課の項第13号中「課」の次に「及び女性力室」を加え、同条第 1 項市民部の表自治協働課自治協働係の項第11号中「市民相談室」の次に「並びに滋賀里コミュニティセンター」を加え、同号を同係の項第13号とし、同係の項中第10号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

市民活動センター及び木戸コミュニティセンターの指定管理者による管理に関すること。

滋賀里コミュニティセンターの施設整備等に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項第 1 号中「及び滋賀里コミュニティセンター ( 以下「支所等」という。 ) 」を削り、同係の項第 2 号中「支所等」を「支所」に改め、同係の項第 3 号を削り、同係の項第 4 号中「支所等」を「支所」に改め、同号を同係の項第 3 号とし、同課生活安全係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

交通安全計画の策定に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表市民スポーツ課の項中「市民スポーツ課」を「市民スポーツ・国体推進課」に改め、同課振興係の項に次の 1 号を加える。

国民体育大会の開催の準備に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課庶務係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課記録整備係の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

個人番号の指定に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

個人番号カードの交付に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課地域福祉係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

生活困窮者自立支援法 ( 平成25年法律第105号 ) に関すること ( 他課の分掌事務に属するものを除く。 ) 。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 1 係の項第 2 号を次のように改める。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 3 係の項に次の 1 号を加える。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 4 係の項に次の 1 号を加える。

生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課政策係の項第 1 号中「幼児期」を「乳児期の保育並びに幼児期」に改め、同係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

浜天津保育園の指定管理者による管理に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表幼児政策課指導係の項を次のように改める。

管理指導係	市立保育所の運営に関する事。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関する事。 市立保育所職員の配置計画に関する事。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の保健衛生指導に関する事。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給食栄養指導に関する事。 指定保育士養成施設に関する事。 特定地域型保育事業の処遇の監査に関する事。
研修育成係	幼稚園教員及び保育士の人事交流に関する事。 保育所職員の研修及び保育指導に関する事。 幼保共通カリキュラムに関する事。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の発達相談に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表保育幼稚園課の項を次のように改める。

保育幼稚園課	管理係	保育施設等の利用の調整及び要請に関する事。 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する事。 特定保育所への委託費の支払に関する事。 保育所及び市立幼稚園の保育料等の収納に関する事。 病児保育事業に関する事。 民間教育・保育施設に対する運営助成等に関する事。 課の一般庶務に関する事。
	施設係	市立保育所の施設整備及び施設管理に関する事。 民間教育・保育施設に対する施設整備補助に関する事。 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等の認可に関する事。 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。 認可外保育施設に関する事。

第 3 条第 1 項健康保険部の表健康長寿課の項中「健康長寿課」を「長寿政策課」に改め、同課長寿政策係の項中「長寿政策係」を「長寿生きがい係」に改め、同係の項第 1 号中「生きがい並びに介護予防の企画及び」を「生きがい事業の」に改め、同係の項第 3 号中「敬老祝金の支給」を「敬老祝記念品の贈呈」に改め、同係の項第 5 号中「老人福祉センター」の次に「及び市立デイサービスセンター」を加え、同課高齢福祉係の項第 2 号を次のように改める。

認知症施策の推進に関する事。

第 3 条第 1 項健康保険部の表長寿政策課高齢福祉係の項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

高齢者虐待の防止に関する事。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課給付係の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課収納係の項の次に次のように加える。

健康支援係	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。 国民健康保険の保健事業に関する事。 国民健康保険の医療費の適正化に関する事。 後期高齢者医療の保健事業及び医療費の適正化に係る連絡調整に関する事。
-------	---

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課高齢者医療係の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項産業観光部の表商工労働政策課産業政策係の項第 4 号を次のように改める。

道の駅地域振興施設の指定管理者による管理に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表観光振興課の項第 10 号中「課」の次に「及びインバウンド推進室」を加え、同表農林水産課農業系の項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項都市計画部の表都市計画課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課の項第 15 号中「総合交通計画」を「都市計画マスタープランの策定」に改め、同号を同課の項第 13 号とし、同課の項第 16 号から第 22 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課の項第 23 号中「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）及び」を削り、同号を同課の項第 21 号とし、同課の項第 24 号から第 26 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課の項第 27 号を同課の項第 25 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(26) 公共掲示板の管理に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表都市計画課の項中第 28 号を第 27 号とし、第 29 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表建築指導課管理係の項第 11 号中「第 12 条第 7 項」を「第 12 条第 8 項」に改め、同課審査係の項第 8 号中「仮使用承認」を「仮使用の認定」に改め、同条第 1 項建設部の表交通・建設監理課の項第 4 号中「交通安全計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同表道路建設課計画調整係の項中「計画調整係」を「街路係」に改め、同係の項に次の 2 号を加える。

都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。

都市計画道路及び広場の工事にに関すること。

第 3 条第 1 項建設部の表道路建設課建設係の項中「建設係」を「改良係」に改め、第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同課用地第 1 系の項中「建設係」を「街路係」に改め、同表道路管理課管理係の項第 1 号中「並びに橋りょう」を削り、同課街路樹管理係の項の次に次のように加える。

<small>りょう</small> 橋梁管理係	橋りょうの維持管理に関すること。 橋りょうに係る災害復旧工事にに関すること。
-----------------------------	---

第 3 条第 1 項建設部の表道路管理課維持第 1 系の項第 1 号中「並びに橋りょう（市道幹 1042 号線の道路中心線以南に係る）」を「（逢坂学区以南の）」に改め、「。次号及び第 3 号において同じ」を削り、同係の項第 2 号中「並びに橋りょう」を「（逢坂学区以南のものに限る。）」に改め、同係の項第 3 号中「交通安全施設」の次に「（逢坂学区以南のものに限る。）」を加え、同係の項第 4 号中「施設」の次に「（逢坂学区以南のものに限る。）」を加え、同課維持第 2 系の項第 1 号中「並びに橋りょう（市道幹 1042 号線の道路中心線以北に係る）」を「（長等学区以北の）」に改め、「。次号及び第 3 号において同じ」を削り、同係の項第 2 号中「並びに橋りょう」を「（長等学区以北のものに限る。）」に改め、同係の項第 3 号中「交通安全施設」の次に「（長等学区以北のものに限る。）」を加え、同係の項第 4 号中「施設」の次に「（長等学区以北のものに限る。）」を加え、同条第 2 項の表保健総務課の項中第 29 号を第 30 号とし、第 9 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に関すること（保健に関する事項に限る。）。

第 3 条第 2 項の表衛生課の項中第 22 号を第 23 号とし、第 13 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

食品表示法に関すること（衛生に関する事項に限る。）。

第 3 条第 2 項の表健康推進課の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、同課の項第 16 号中「母親健診事業」を「女性検診事業」に改め、同号を同課の項第 15 号とし、同課の項第 17 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項の表国際交流室の項の次に次のように加える。

女性力室	女性の活躍推進に関すること。
------	----------------

第 3 条第 3 項の表市民相談室の項第 3 号中「市民世論の調査」を「地域要望」に改め、同室の項第 4 号を次のように改める。

コールセンターの運営に関すること。

第 3 条第 3 項の表子ども家庭相談室の項の次に次のように加える。

地域包括ケア推進室	地域包括ケアシステムに関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
-----------	---

第 3 条第 3 項の表地域ビジネス推進室の項の次に次のように加える。

インバウンド推進室	外国人旅行者の誘致に関する事業の推進に関すること。
-----------	---------------------------



第 3 条第 4 項の表北部クリーンセンターの項を次のように改める。

北部クリーンセンター	処理係	ごみの処分に関すること。 ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。 ごみの処分に係る調査統計に関すること。 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。
	処分場係	最終処分場の維持管理に関すること。 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 ごみの搬入の指示に関すること。

第 3 条第 4 項の表和邇地域包括支援センターの項から瀬田地域包括支援センターの項までの規定中「総合相談支援」の次に「、高齢者虐待の防止」を加える。

**附 則**

( 施行期日等 )

**第 1 条** この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 3 条第 1 項都市計画部の表建築指導課管理係の項第 11 号及び同課審査係の項第 8 号の改正規定 平成 27 年 6 月 1 日

第 3 条第 1 項産業観光部の表商工労働政策課産業政策係の項第 4 号の改正規定 大津市道の駅地域振興施設条例 ( 平成 26 年条例第 80 号 ) の施行の日

**第 2 条** この規則の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職 ( 大津市職員の職の設置に関する規則 ( 昭和 61 年規則第 13 号 ) 第 2 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。 ) ( 次項及び第 3 項に規定する職を除く。 ) を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

市民部市民スポーツ課	市民部市民スポーツ・国体推進課
健康保険部健康長寿課	健康保険部長寿政策課

2 施行日の前日において建設部道路建設課建設係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって建設部道路建設課改良係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

3 施行日の前日において健康保険部健康長寿課における職の兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって健康保険部長寿政策課における同一の職の兼務を命ぜられたものとみなす。

( 大津市公印規則の一部改正 )

**第 3 条** 大津市公印規則 ( 昭和 48 年規則第 51 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 1 職印の表滋賀県大津市長之印の項、滋賀県大津市長の項及び大津市健康保険部長之印の項中「健康長寿課長」を「長寿政策課長」に改める。

( 大津市老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正 )

**第 4 条** 大津市老人ホーム入所判定委員会規則 ( 平成 24 年規則第 130 号 ) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健康保険部健康長寿課」を「健康保険部長寿政策課」に改める。

( 大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部改正 )

**第 5 条** 大津市福祉有償運送運営協議会規則 ( 平成 24 年規則第 131 号 ) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康保険部健康長寿課」を「健康保険部長寿政策課」に改める。

( 大津市地域包括支援センター運営協議会規則の一部改正 )

**第 6 条** 大津市地域包括支援センター運営協議会規則 ( 平成 24 年規則第 132 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「健康保険部健康長寿課」を「健康保険部長寿政策課」に改める。

( 大津市スポーツ推進審議会規則の一部改正 )

**第 7 条** 大津市スポーツ推進審議会規則 ( 平成 26 年規則第 55 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民部市民スポーツ課」を「市民部市民スポーツ・国体推進課」に改める。

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第37号**

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則  
大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成27年規則第6号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「教育部次長」を「教育委員会政策監」に、「消防統括監」を「次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第38号**

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則  
大津市人権啓発推進本部設置規則（平成4年規則第53号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「健康長寿課長補佐」を「長寿政策課長補佐」に改める。

別表第2中「教育部長」を「教育次長」に、

議会事務局	議会事務局長
-------	--------

を

「

議会局	議会局長
-----	------

」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市地域福祉推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第39号**

大津市地域福祉推進本部設置規則の一部を改正する規則  
大津市地域福祉推進本部設置規則（平成23年規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「健康長寿課長」を「長寿政策課長」に改める。  
別表第2中「教育部長」を「教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第40号**

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則  
大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「教育部長」を「教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第41号**

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則  
 大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1中「健康長寿課長補佐」を「長寿政策課長補佐」に改める。  
 別表第2中「教育部次長」を「教育委員会政策監」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第42号**

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則  
 大津市青少年対策本部設置規則（平成13年規則第70号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1中「市民スポーツ課長」を「市民スポーツ・国体推進課長」に改める。  
 別表第2中「教育部長」を「教育次長」に、「学校保健体育課長」を「学校給食課長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第43号**

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則  
 大津市環境施策推進本部設置規則（平成 9 年規則第81号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 

健康長寿課長
--------

健康長寿課長補佐
----------

 を 

長寿政策課長
--------

長寿政策課長補佐
----------

 に

改める。

別表第2中「教育部長」を「教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第44号**

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則  
 大津市生涯学習推進本部設置規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 本部員は、別表第1の本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2の本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

第3条に次の1項を加える。

5 幹事は、別表第1の幹事の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちから市長が指名する者とし、2人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。）をもって充て、及び別表第2の幹事の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちの1人とし、2人以上いるときはそれらの者のうちの1人とする。）に対し市長が委嘱する。

第8条第2項中「教育部長」を「教育次長」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

**別表第1（第3条関係）**

部局	本部員	幹事
政策調整部		企画調整課長補佐
総務部	総務部政策監	総務課長補佐
市民部	市民部政策監	自治協働課長補佐
福祉子ども部	福祉子ども部政策監	福祉政策課長補佐
健康保険部	健康保険部政策監	長寿政策課長補佐
産業観光部	産業観光部政策監	商工労働政策課長補佐
環境部	環境部政策監	環境政策課長補佐
都市計画部	都市計画部政策監	都市計画課長補佐
建設部	建設部政策監	交通・建設監理課長補佐
市民病院	市民病院事務局次長	病院総務課長補佐

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

部局	本部員	幹事
企業局	企業局次長	企業総務課長補佐
消防局	消防局次長	消防総務課長補佐

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第45号**

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則 ( 昭和61年規則第13号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表国体・スポーツ推進監の項から環境企画監の項までを次のように改める。

消費生活監	市民部	消費者政策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	-----	---

第 2 条第 1 項の表行政改革推進監の項の次に次のように加える。

国体・スポーツ推進監	市民部	国民体育大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
------------	-----	--

第 2 条第 1 項の表子ども政策監の項の次に次のように加える。

施設管理監	環境部	一般廃棄物処理施設の整備に関する事務を総括するとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	-----	---

第 2 条第 1 項の表保育指導監の項の次に次のように加える。

幼児教育指導監	幼児政策課	幼稚園における教育について指導及び助言を行うとともに、幼児教育に関する専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
---------	-------	---

第 2 条第 2 項の表中

主幹
副主幹

を

主幹
----

に改め、同条第 3 項の表副所長の項の次に次のように

加える。

副館長	市民文化会館	館長を補佐し、担当事務があるときは、これを処理する。
-----	--------	----------------------------

第 2 条第 4 項の表中

参与	診療局	担当業務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	を
診療部長	必要と認める科及び部		

参与	診療局	担当業務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	に
病床統括調整監	患者総合支援センター	病床の効率的かつ効果的な運営の推進を統括し、病床の利用の調整に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	
診療部長	必要と認める科及び部	担当業務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第46号**

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則（平成 6 年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 項中「課長補佐相当職」の次に「並びに係長及び係長相当職」を加え、「あたって」を「当たって」に改め、同項に次の 1 号を加える。

市長が別に定める基準を満たす者

第19条中「昇任試験の」を「課長補佐及び課長補佐相当職への昇任試験の」に改め、同条第 3 号中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 係長及び係長相当職への昇任試験の受験資格を有する者は、主任の職に任用された日から受験年度の 4 月 1 日までの期間（以下「主任在職期間」という。）が 5 年以上の者とする。ただし、主任の職に任用された日以後において前項各号のいずれかに該当した者は、当該各号に定める期間を主任在職期間に算入しないものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第47号**

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第48号**

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

一般社団法人地方税電子化協議会

第 2 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

公益財団法人日本消防協会

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第49号**

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（経験年数の取扱いの特例）

**第 7 条の 2** 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前 2 条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第11条第 4 項中「及び第 7 条」を「から第 7 条の 2 まで」に改める。

別表第 1 第 1 項の表 5 級の項中「和邇すこやか相談所長、堅田すこやか相談所長、」を削り、「、副看護科長及び専門員（中消防署専門員及び南消防署専門員に限る。）」を「及び副看護科長」に改め、別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「室次長（）」を「室長（地域医療連携室長に限る。）」、室次長（）」に、「5 級に掲げられた専門員を除く」を「保健総務課専門員に限る」に改め、「東部子ども療育センター所長」の次に「、和邇すこやか相談所長、堅田すこやか相談所長」を加え、「園長（）」を「館長（7 級及び 8 級に掲げられた館長を除く。）」、園長（）」に改め、「、教務主任」を削り、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「室長」の次に「（6 級に掲げられた室長を除く。）」を、「保育指導監」の次に「、専門員（児童クラブ課専門員に限る。）」を加え、「比良保育園長」を「和邇保育園長」に、「男女共同参画センター次長」を「子ども発達相談センター次長」に改め、「、環境美化センター次長」を削り、「、図書館次長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長」を「及び選挙管理委員会事務局次長」に、「、館長」を「、教務主任、館長（科学館長に限る。）」に改め、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「子ども政策監」を「国体・スポーツ推進監、子ども政策監、施設管理監」に、「教育部次長」を「学校安全政策監、館長（図書館長に限る。）」に改め、別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「国体・スポーツ推進監、理事」を「消費生活監」に改め、「、環境企画監」を削り、「教育部長」を「教育次長」に改め、「、消防統括監」を削り、別表第 1 第 2 項イの表 6 級の項中「副参事」を「室長及び副参事」に改める。

別表第 2 第 1 項工の表備考第 2 項中「免許を取得した」を「登録を受けた」に改め、別表第 2 第 2 項イの表中

歯科技工士	歯科技工士免許		2	7	5
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師免許				

を

歯科技工士	短大 3 卒		0	8	5
	短大卒	0	2	7	5
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師免許		2	7	5

に

改める。

別表第 6 第 3 項の表歯科衛生士の項の次に次のように加える。

歯科技工士	短大 3 卒	2 級 1 号給
	短大卒	1 級 17 号給

別表第 6 第 3 項の表中

歯科技工師	歯科技工士免許
-------	---------

を

削る。

別表第 7 第 1 項の表 57 の項中「31」を「30」に改め、別表第 7 第 1 項の表 59 の項及び 60 の項中「32」を「31」に改め、別表第 7 第 1 項の表 61 の項中「33」を「31」に改め、別表第 7 第 1 項の表 67 の項中「32」を「31」に改め、別表第 7 第 1 項の表 69 の項及び 70 の項中「33」を「32」に改め、別表第 7 第 1 項の表 71 の項及び 72 の項中「34」を「32」に改め、別表第 7 第 1 項の表 73 の項及び 74 の項中「35」を「32」に改め、別表第 7 第 1 項の表 75 の項から 93 の項までを次のように改める。

75	58	28	45	67	50	32		
76	58	28	46	68	50	32		
77	59	29	46	68	51	32		
78	59	30	46	68	51	32		
79	60	31	47	68	51	32		
80	60	32	47	68	51	32		
81	61	33	47	69	51	33		
82	62	34	48	69	51	33		
83	63	35	48	69	51	34		
84	64	36	48	69	51	34		
85	65	37	49	69	51	35		
86		37	49	70	51			
87		38	49	70	51			
88		38	49	70	51			

89		39	50	71	52			
90		39	50	72	52			
91		40	50	73	52			
92		40	50	74	52			
93		41	51	75	53			

別表第 7 第 3 項の表58の項中「29」を「30」に改め、別表第 7 第 3 項の表59の項中「30」を「31」に改め、別表第 7 第 3 項の表60の項中「30」を「32」に改め、別表第 7 第 3 項の表61の項及び62の項中「31」を「33」に改め、別表第 7 第 3 項の表63の項及び64の項中「32」を「34」に改め、別表第 7 第 3 項の表65の項中「33」を「35」に、「29」を「28」に改め、別表第 7 第 3 項の表66の項中「34」を「35」に改め、別表第 7 第 3 項の表67の項中「35」を「36」に改め、別表第 7 第 3 項の表71の項中「37」を「38」に改め、別表第 7 第 3 項の表73の項及び74の項中「38」を「39」に改め、別表第 7 第 3 項の表75の項及び76の項中「39」を「40」に改め、別表第 7 第 3 項の表77の項中「39」を「41」に改め、別表第 7 第 3 項の表78の項中「40」を「41」に改め、別表第 7 第 3 項の表79の項及び80の項中「40」を「42」に改め、別表第 7 第 3 項の表81の項及び82の項中「41」を「43」に改め、別表第 7 第 3 項の表83の項及び84の項中「42」を「44」に改め、別表第 7 第 3 項の表85の項中「43」を「45」に、「45」を「44」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第50号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和33年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号を削り、同条第 2 号中「規定旅行雑費及び規定宿泊料」を「条例第17条の規定による旅行雑費（次号において「規定旅行雑費」という。）及び条例第18条の規定による宿泊料（次号において「規定宿泊料」という。）」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

-----

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第51号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号中「第23条第 2 号」を「第21条第 2 号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第52号

大津市財務規則の一部を改正する規則



大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1款 支払方法の区分(第91条)」を「第1款 削除」に改める。

第2条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第30条第2項中「磁気テープ」を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

第44条第1項中「第29条の23第1項」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項」を加え、同条第2項中「第80条の2」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条」を加える。

第45条中「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」を削る。

第70条第2項第5号を削る。

第83条第2号を次のように改める。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による措置費

第4章第4節第1款を次のように改める。

**第1款 削除**

**第91条 削除**

第156条第2項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第163条の2中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第80条の2」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律第114条」を加え、「(平成9年法律第123号)」を削る。

別表第1中「、ドライアイス、柩」を削る。

別表第3中

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく福祉手当、障害福祉手当及び特別障害者手当	障害福祉課	を
--	-------	---

」

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく福祉手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当	障害福祉課	に
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく高額障害福祉サービス等給付費		
児童福祉法に基づく高額障害児通所給付費		

」

改め、「保護金品の金銭」の次に「及び就労自立給付金」を、「支援給付の金銭」の次に「及び配偶者支援金」を加え、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所運営費」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費並びに特定保育所に係る委託費」に、「はり・きゅう・マッサージ施術に対する施術費助成要綱」を「大津市はり、きゅう、マッサージ施術に対する施術費助成要綱」に、「議会事務局」を「議会局」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和42年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項診療局の項中「外科」を「外科・消化器外科・乳腺外科」に、「通院治療室」を「化学療法部」に改め、同条第1項事務局の項中「総務係 経営企画係」を「総務係」に、「医事課」を「医事課 医事係 収納係」に改める。

第 5 条第 1 号中「、外科」を「、外科・消化器外科・乳腺外科」に改め、同条第 7 号中「通院治療室」を「化学療法部」に改める。

第 5 条の 2 第 3 号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 放射線治療に関すること。

第 7 条医事課の項を次のように改める。

医事課

医事係

- 外来患者の受付に関すること。
- 医療事務に関すること。
- 診療情報の管理並びに放射線照射記録の整理及び保管に関すること。
- 諸証明に関すること。
- 業務に係る統計、申請、報告及び届出に関すること。
- 公印の保管に関すること。
- 健診及び人間ドックに関すること。
- 課の庶務に関すること。

収納係

- 診療報酬並びにその他の診療に係る請求及び調定に関すること。
- 窓口収納に関すること。
- 診療費用等の滞納整理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第54号

大津市福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所処務規則（昭和56年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、保育幼稚園課」を削り、「健康保険部健康長寿課」を「健康保険部長寿政策課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第55号

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則（昭和58年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を削る。

第 6 条第13号中「第56条」を「第56条第 2 項」に改め、同条第45号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（大津市立葛川保育園の管理運営に関する規則の一部改正）
- 2 大津市立葛川保育園の管理運営に関する規則（平成23年規則第34号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「福祉事務所長」を「市長」に改める。

-----

大津市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第56号

大津市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則  
 大津市老人福祉法施行細則 ( 平成24年規則第64号 ) の一部を次のように改正する。  
 様式第 7 号及び様式第 9 号中「認知症対応型老人共同生活援助事業」の次に「又は看護小規模多機能型居宅介護事業」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
 平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第57号**

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
 大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則 ( 平成13年規則第38号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項中「次に掲げるとおり」を「12月28日から翌年 1 月 4 日まで」に改め、同項各号を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則の一部を改正する規則を公布する。  
 平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第58号**

大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則の一部を改正する規則  
 次に掲げる規則の規定中「及び小学校の生徒及び児童並びに幼稚園及び保育所の幼児」を「の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

大津市美術展覧会開催規則 ( 平成10年規則第37号 ) 第 4 条  
 大津市写真展覧会開催規則 ( 平成11年規則第96号 ) 第 3 条

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
 平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第59号**

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則  
 大津市消防局の組織に関する規則 ( 昭和44年規則第41号 ) の一部を次のように改正する。  
 第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 8 項中「、消防統括監」を削る。  
 第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第13項までを 1 項ずつ繰り上げる。  
 第 5 条第 1 号中「、消防統括監」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**大津市訓令第 4 号**

大津市事務決裁規程 ( 昭和56年訓令第 9 号 ) の一部を次のように改正する。  
 平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 2 条第11号中「及び保育指導監」を「、保育指導監及び幼児教育指導監」に、「男女共同参画センター次長」を「子ども発達相談センター次長」に改め、「、環境美化センター次長」を削り、同条第12号中「及び子育て

て総合支援センター副所長」を削る。

第 5 条の 2 第 3 項を次のように改め、同条第 4 項を削る。

3 消費生活監は、市長、副市長又は市民部長の命を受け、消費者政策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、消費生活監は、市長又は副市長が定めるものについては、部長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 国体・スポーツ推進監は、市民部長の命を受け、国民体育大会の開催の準備に係る事務を総括し、及びスポーツの推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、国体・スポーツ推進監は、市民部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

7 施設管理監は、環境部長の命を受け、一般廃棄物処理施設の整備に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、施設管理監は、環境部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 13 条の見出し中「議会事務局長等」を「議会局の各職位」に改め、同条中「議会事務局の事務局長」を「議会局の職員」に、「事務局長は部長とみなして、」を「議会局の関係職位に適宜読み替えて」に改める。

第 16 条第 5 項中第 28 号を第 31 号とし、第 23 号から第 27 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 22 号を第 24 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(25) インバウンド推進室 観光振興課長

第 16 条第 5 項中第 21 号を第 23 号とし、第 20 号を第 22 号とし、第 19 号を第 21 号とし、第 18 号を第 19 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

地域包括ケア推進室 長寿政策課長

第 16 条第 5 項中第 17 号を第 18 号とし、第 13 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 12 号中「市民スポーツ課長」を「市民スポーツ・国体推進課長」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項中第 2 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

女性力室 人権・男女共同参画課長

別表第 1 号の表 1 の部 5 の項中	「	( 財政課長 ) ( コンプライ アンス推進室 長 )	を	「	( 財政課長 ) ( 行政改革推 進課長 ) ( コンプライ アンス推進室 長 )	に改め、「を伴うものに」の次に
----------------------	---	--------------------------------------	---	---	--	-----------------

「、行政改革推進課長の合議は補助金等の交付に係るものに」を加え、同号の表 2 の部 2 の項第 2 号を次のように改める。

附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任命等					総務部長 ( 人事課長 ) ( コンプライ アンス推進室 長 )	人事課長の合議は任命等の場合に、コンプライアンス推進室長の合議は市長が別に定める基準に該当する附属機関等の場合に限る。
--------------------------	--	--	--	--	--	---

別表第 1 号の表 3 の部 10 の項中「秘書課長」及び「合議は、後援の場合に限る。」を削り、同号の表 7 の部 1 の項中「( 工事の設計変更を含む。 )」及び「政策調整部長及び企画調整課長の合議は、設計変更の場合を除く。」を削り、同部中 8 の項を 9 の項とし、 2 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、 1 の項の次に次のように加える。





